厚真町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 厚真町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の推進及び輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置し、地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道勇払郡厚真町京町120番地厚真町役場内に置く。 (事業)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務について協議、調整を行う。
 - (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 連携計画に位置づけられた事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金に関すること。
 - (4) 市町村運営有償運送に関すること。
 - (5)協議会の運営その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成)

- 第4条 協議会は、委員12人以内をもって組織するものとする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 厚真町副町長
- (2) 室蘭運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
- (3) 北海道胆振支庁地域振興部地域政策課長
- (4) 道南バス株式会社の代表
- (5) あつまバス株式会社の代表
- (6) 地域住民又は利用者の代表
- (7) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表
- (8) 第9条第1項の規定による専門部会の代表
- (9) 苫小牧警察署長が指名する者
- (10) 北海道室蘭土木現業所長が指名する者
- 3 協議会が必要と認めた場合、前項に定める者以外の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、厚真町副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、次のとおりとする。
- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3)委員の再任は妨げない。

(会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができるものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又 は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

- 第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、厚真町役場 まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第13条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。
- 2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(監査)

- 第14条 協議会に監査委員2名を置く。
- 2 監査委員は、委員の互選により委員のうちから決定する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることができない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会 長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成21年2月13日から施行する。
- 2 この規約は、平成21年6月12日から施行する。